

今回発表を行う内容の背景

経済財政運営と改革の基本方針 2015 について（抜粋）

〔平成 27 年 6 月 30 日
閣議決定〕

（負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化）

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。加えて、医療の高度化への対応として、医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて、平成 28 年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入をすることを目指すとともに、生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方等について検討する。市販品類似薬に係る保険給付について、公的保険の役割、セルフメディケーション推進、患者や医療現場への影響等を考慮しつつ、見直しを検討する。不適切な給付の防止の在り方について検討を行う。

介護保険における軽度者に対する福祉用具貸与・住宅改修の在り方 資料Ⅱ-1-14

○ 軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、また、軽度者の利用割合の高い住宅改修は個人の資産形成そのものであり、原則として自己負担（一部補助）する制度に切り替える必要があるのではないかと。

なお、福祉用具の貸与等については、価格設定は自由競争に委ねられているが、利用者負担が原則1割となっている中では、利用者の価格考慮のインセンティブが低いいため、競争原理が機能せず、価格が高止まりしている可能性。原則自己負担（一部補助）の仕組みに見直すことにより、価格競争を促す効果も期待できる。

（参考）福祉用具貸与における種目ごとの1月当たり平均利用者負担※

車いす（付属品含む）：830円、特殊寝台（付属品含む）：1,040円、手すり：280円、歩行器：290円 等

※福祉用具貸与単位数 × 10円 ÷ 件数 × 1割（利用者負担割合）【介護給付費実態調査（2015（H27）年1月審査分）】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	住宅改修
対象種目等	<ul style="list-style-type: none"> ① 車いす(付属品含む) ② 特殊寝台(付属品含む) ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり(工事を伴わないもの) ⑥ スロープ(工事を伴わないもの) ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑪ 自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 	<ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
限度額	区分支給限度基準額（要支援、要介護度別）の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	同一年度で10万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額	同一住宅で20万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額
費用【2012年実績】	2,373億円	154億円	475億円
うち要支援、要介護12に係る費用 (全費用に占める比率)	918億円 (38.7%)	98億円 (63.6%)	365億円 (76.9%)

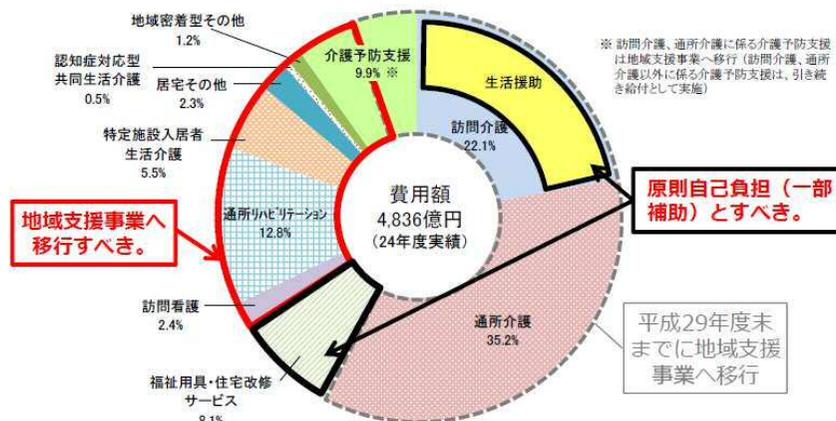
出典：財務省 財政健全化計画等に関する建議(2015年6月1日)

軽度者に対するその他の給付の見直し

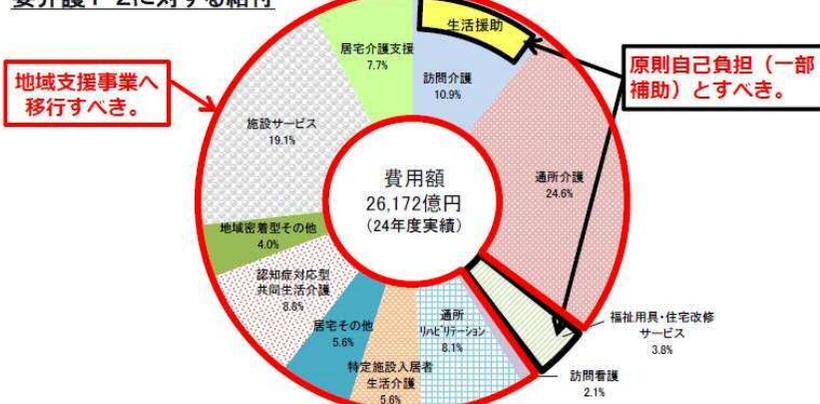
資料Ⅱ-1-15

○ 軽度者に対するその他の給付（例：通所介護）については、地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から、柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し、自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき。その際には、メニューの統合等により、簡素で分かりやすい体系とすべき。

要支援1・2に対する給付



要介護1・2に対する給付



（出所）厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。計数には、補足給付を含む。

通所介護の1日のスケジュール例

1人当たり費用（要介護1）：6,560円/日 ※
 → うち利用者負担 656円、税・保険料負担 5,904円（食事代等は別途負担）

時刻	A社の場合	B社の場合	C社の場合
08:00	送迎	送迎	送迎
09:00	健康チェック等	健康チェック等	健康チェック等
10:00	入浴 機能訓練	入浴 レクリエーション (塗り絵、クイズ)	ゆっくりする
11:00	嚥下体操	口腔体操	書道
12:00	昼食	昼食	昼食
13:00	機能訓練	機能訓練	麻雀
14:00	レクリエーション (音楽)	カラオケ	おやつ
15:00	おやつ	おやつ	カジノ
16:00	送迎	送迎	送迎
17:00	送迎	送迎	送迎

※ 通常規模型、その他地域で7～9時間のサービスを提供する場合の介護報酬の基本部分。
 この他、入浴介助や機能訓練などのサービス提供や事業所の体制に対して別途加算・減算がある（例えば入浴介助を行う場合、1人当たり費用は500円/日増加）。さらに、介護職員の処遇改善を行っている場合、最大で+4.0%の加算（介護職員処遇改善加算）がある。

出典：財務省 財政健全化計画等に関する建議（2015年6月1日）

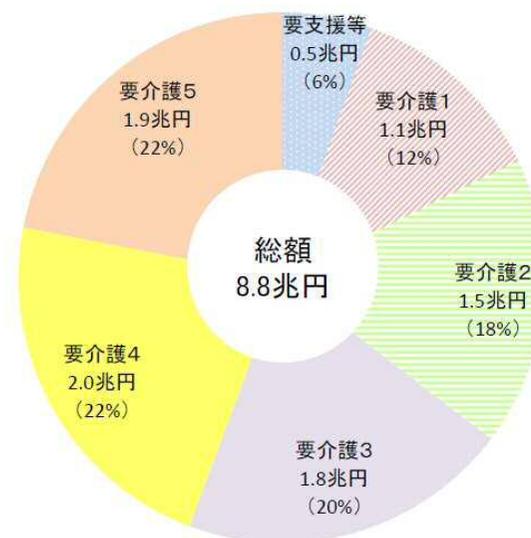
諸外国における介護制度との比較

資料Ⅱ-1-12

- 介護に社会保険制度を採用している主な国は、日本、ドイツ、韓国。
- 給付については、ドイツ、韓国では中重度者のみが対象とされており、日本の要支援者、要介護1、2に相当する軽度者は対象外とされている。
- 利用者負担については、韓国では、負担割合が在宅給付は15%、施設給付は20%とされている。（ドイツの保険給付は定額制（部分保険）であり、それを超える部分は全額自己負担。）

	日本	ドイツ	韓国
保険者	市町村等(全国で1,579)	介護金庫(全国で124)	国民健康保険公団(全国で1)
要介護区分	7段階(軽度も対象) (要介護1~5、要支援1・2)	3段階(中度以上) ※要介護Ⅲの「特に重度」を加えると4段階。また、2013(H25)年に、認知症の者等を対象とする要介護0が創設。	3段階(中度以上)
給付対象者	○65歳以上の要支援者・要介護者 ○40~64歳の加齢に伴う特定疾病により要支援・要介護状態となった者	すべての年齢層の要介護者	○65歳以上の要介護者 ○65歳未満の老人性疾患により要介護状態となった者
被保険者	○第1号被保険者(65歳以上) ○第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)	公的医療保険の加入者(年齢制限なし)	国民健康保険の加入者(年齢制限なし)
利用者負担	原則1割	保険給付は定額制、それを超える部分は自己負担	在宅給付15% 施設給付20%
総費用に占める利用者負担の比率	7.1%	30.4%	17.8%

介護保険総費用の構成割合
(2012(H24)年度実績)



(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。

(出所) 増田雅暢「世界の介護保障」2014、OECD Health System Accounts Database, 2010 等に基づき作成

出典: 財務省 財政健全化計画等に関する建議(2015年6月1日)

軽度者への福祉用具貸与の在り方

⑦(i) D

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【論点】

- 福祉用具貸与は、利用者の希望・状況等を踏まえて、貸与の要否・機種選定をケアプラン策定の中で決定しており、貸与価格は貸与業者が提示する利用料を保険給付の基準（原則9割を保険給付・1割自己負担）としている。
- 福祉用具貸与の実態を調査したところ（次ページ）、一人当たり貸与額に大きな地域差があり（図1）、その要因として、①貸与価格について、同一商品の中で平均貸与価格の1.0倍超の高価格で取引されている例があるなど、大きなばらつきがあること（図2）、②機種のスペックと要介護度の対応関係についても大きな地域差があり（図3）、また、軽度者にむしろ高機能の商品が貸与されているような用具があること（図4）、などが明らかになった。
- 利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に応じた機種が適正に貸与されるよう、また、貸与事業者のサービス競争の促進と適正な価格設定が担保されるよう、現在の福祉用具貸与の仕組みについて、抜本的な見直しが必要ではないか。
- また、軽度者に対する福祉用具貸与は日常生活で通常負担する費用の延長と考えられること、住宅改修（要介護2以下の軽度者の利用が8割弱）は個人の資産形成でもあることを踏まえると、介護保険給付を中重度者に重点化する観点、貸与事業者間の適正な価格・サービス競争を促す観点から、軽度者を中心に、利用者負担の在り方についても見直しが必要ではないか。

【改革の具体的な方向性】（案）

- ① 貸与価格の見直し：福祉用具貸与について、対象品目の希望小売価格等から減価償却期間等を考慮して算定した標準的な利用料を基準貸与価格として設定する（住宅改修についても、工事実勢価格等をベースに同様の仕組みとする）。真に有効・必要な付帯サービスについては、厳格な要件の下に、貸与価格とは分けて標準的な保守管理サービス等を別途評価する枠組みを検討し、事業者間の適正な競争を促進する。また、行政や利用者にとって取引価格や製品性能等が比較可能となるよう情報開示（見える化）を進める。
- ② 貸与機種のスペックの在り方見直し：利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に見合った貸与品の選定を推進するため、要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を決定し、その範囲内で貸与品を選定する仕組みを導入する。
- ③ 負担のあり方見直し：介護保険給付を中重度者に重点化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）とし、軽度者の福祉用具貸与に係る保険給付の割合を大幅に引き下げる。

【検討・実施時期】（案）

- ①及び②については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に制度改革の具体的な内容について結論を得て、速やかに実施する。
- ③については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも平成29年通常国会に所要の法案を提出する。

25

出典：財務省 財政制度分科会（2015年10月9日）



〔参考〕福祉用具貸与における地域差等のばらつき（平成27年財務省調査結果）

＜図1＞都道府県別の一人当たり平均実質貸与額

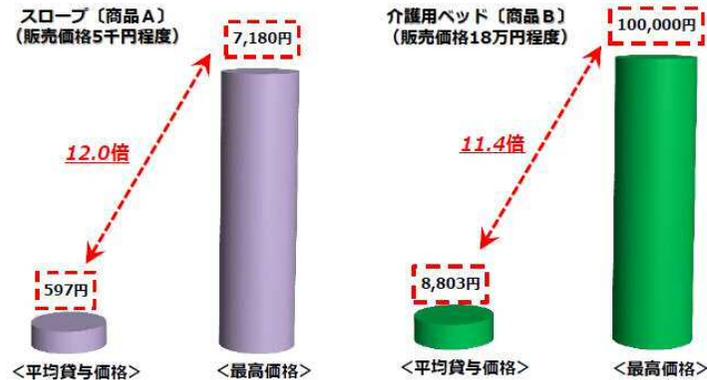
都道府県別の一人当たり平均実質貸与額（平均貸与額を消費者物価指数で実質化）の**最高（沖縄県）**と**最低（新潟県）**には**3割以上の地域差**が存在する。



【出典】厚生労働省「平成26年度介護給付費実態調査報告」、総務省「消費者物価指数」

＜図2＞個別貸与品の取引価格の分布

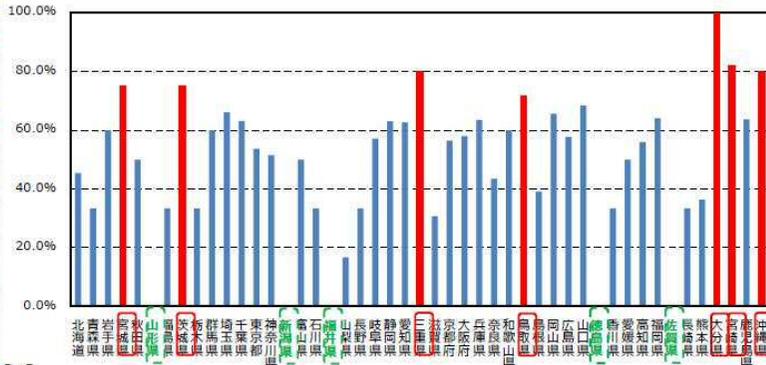
代表的な品目について、個別品目ごとの貸与価格を詳細に調査すると、**平均貸与価格の10倍超の価格**の取引が散見され、中には**1ヶ月の貸与価格が販売価格を上回る**事例も存在する。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

＜図3＞高性能・機能を持つ福祉用具の貸与に占める軽度者の割合

高性能・機能を持つ車いす貸与に関する軽度者の利用割合に大きな地域差が存在。**軽度者の利用が全くない地域**もあれば、全利用者に占める**軽度者の割合が8割超**となっている地域もある。



26【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

＜図4＞価格帯ごとの貸与取引に占める重度者・軽度者の割合

一部の品目では、**軽度者（要介護2以下）の方が重度者よりも高価格品を利用している**事例が存在する。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

出典：財務省 財政制度分科会（2015年10月9日）

社会保障分野の工程表策定作業に向けた関係省の意見

(4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等 【厚生労働省(11月16日時点)】	財務省の意見 【財務省(10月29日時点)】		財務省の意見に対する見解 【厚労省(11月16日時点)】
<p>⑦ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討</p> <p>(i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討</p>	<p>・平成26年の介護保険法改正に基づき、要支援者に対する訪問介護・通所介護の保険給付を見直し、平成29年4月から全ての市町村で、多様な担い手による多様なサービスで行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとしており、先進事例を収集、分析するとともに、市町村職員に対する説明会を開催すること等により円滑な移行を促進。これに加え、今後の制度改革において必要な対応について検討していく。</p> <p>・軽度者のサービスの利用状況等について調査を行い、実態を踏まえつつ、今後の在り方を検討する。</p> <p>※財務省意見に対する見解は右のとおり。</p>	<p>【改革の方向性】</p> <p>・軽度者に対する生活援助の原則自己負担(一部補助)化</p> <p>・福祉用具貸与・住宅改修に係る価格及びスペックの見直し、原則自己負担(一部補助)化</p> <p>・要介護1・2への通所介護サービス等について、自治体の予算の範囲内で実施する仕組み(地域支援事業)へ移行</p>	<p>【検討・実施時期】</p> <p>・福祉用具貸与及び住宅改修に係る価格及びスペックの見直しについては、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、速やかに実施</p> <p>・生活援助及び福祉用具貸与、住宅改修に係る原則自己負担(一部補助)については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも29年通常国会に所要の法案を提出</p>	<p>○ 要支援者に対する訪問介護・通所介護の保険給付について見直し、平成27年4月に総合事業への移行が始まったばかりであり、この円滑な移行を進めることが必要。予防給付に存続しているサービスについては、限られた財源や人材を要介護者へ重点化していく観点から、実態を把握した上で、個別のサービスごとに検討。</p> <p>○ 福祉用具貸与については、福祉用具貸与の対象種目の一部を購入対象とすることや、軽度者への貸与の見直しなどを検討。</p> <p>○ 住宅改修の実施状況の見える化について、今年度の調査研究事業において、優良な事例の公表や、実績を集積し共有化していく仕組みを検討。</p>

出典：内閣府 社会保障ワーキング・グループ(2015年11月20日)